

◎推薦・応募に関する留意事項

募集期間等

1. 募集期間
・令和7年4月21日（月）～令和7年5月19日（月）必着
2. 任 期
・令和7年6月1日～令和10年3月31日
3. 報 酬
・月額 30,000 円

農地利用最適化推進委員の主な業務

担当区域において農地利用の最適化のための現場活動を行い、担当区域の農地の有効利用を図ります。具体的な業務は、次のとおりです。

- ①担当する区域において、担い手農家への農地利用の集積、遊休農地の把握・解消等の活動、新規就農者への支援を行います。
- ②日々の活動を記録し、毎月の農業委員会総会等に出席し、活動報告等を行います。
- ③農地法に基づき、農地の利用状況調査及び結果報告を行います。
- ④農地法等に関する研修会等へ出席します。

※農地利用の最適化に係る日々の活動内容を月毎に記録し、いちき串木野市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

農業委員会の主な業務内容とその流れ

1. 毎月の業務内容

●農地法第3条・第4条・第5条申請及びその他の申請に係る審査等

●農地法以外の関連法に基づく議案等に係る審査等

申請者等

・提出期限 毎月10日まで（農地法関連の申請）



農業委員会

①現地調査（事務局対応）・・・ 事務局で、事前に現地調査を行う。



②事前検討会【毎月20日頃】

会長、会長職務代理者、事務局で、議案の検討を行う。

→ 当日、検討会終了後、議案配布（※農業委員に現地調査依頼）



③現地調査（農業委員対応）・・・ 申請者（又は、代理人の行政書士）立ち合いの下、
現地調査を行う。



④農業委員会総会【毎月27日頃】（農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局対応）・・・
調査した農業委員から現地調査結果の報告後、許可・不許可等について農業委員が審
議を行う。なお、農地利用最適化推進委員は総会で意見を述べることができる。



≪以下省略≫（事務局・県・県農業会議とのやりとり）

2. 年間を通じた主な業務

- ・毎月開催される総会のほか、年に数回程度、農業委員会研修会に参加する。
- ・農地利用状況調査（8月～11月）・・・市内全農地の利用状況を調査する。
- ・農地利用意向調査（下半期）・・・遊休農地所有者等への利用意向調査を実施する。
- ・違反転用指導・・・農地法の転用許可を得ずに、転用した農地の調査、指導をする。
- ・農業者年金及び全国農業新聞への加入推進（下半期）・・・加入推進活動を実施する。
- ・「貸したい」「借りたい」総点検・・・農地貸借のマッチング活動を実施する。